

新最終処分場整備に係る実施設計書及び  
最終発注仕様書等作成業務に係る  
事業者選定基準

平成30年2月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

## 1. 技術提案型事業者選定方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから、技術提案型事業者選定方式で選定する。

技術提案型事業者選定方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を選定する。

- (1) 技術提案書評価点の最高点を 80 点とする。
- (2) 見積価格点の最高点を 20 点とする。

## 2. 評価項目等

### (1) 設定方針

- ① 技術提案型事業者選定方式における評価項目は、業務の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて適切に設定するものとする。
- ② 評価基準の内容は、個別の業務ごとに基準内容を適切に設定するものとする。

- (2) 当該業務における評価項目、評価基準については、別紙のとおりとする。

## 3. その他

技術提案書の評価にあたって、次の事項に該当するときは、評価の対象としないものとする。

- (1) 指名通知及び実施要領で求めた技術提案と異なる提案をした場合。

## 評価項目及び評価基準等

技術提案書評価点合計 80点

## 1. 技術提案に関する評価

技術提案の内容については、当該業務の（評価テーマ間の整合性・的確性・独創性・実現性）を考慮し、総合的に評価する。

	評価基準	配点
1	最終処分場の性能及び安全性の確保。 （埋立地及び浸出水処理施設に限る。）	35
2	地形・地質を考慮した施工方法。	20
合 計		55

## 2. 実施方針に関する評価

実施方針の内容については、当該業務の（業務理解度・実施手順・その他）を考慮し、総合的に評価する。

	評価基準	配点
1	業務の目的、条件、理解度が十分か。	5
2	業務の実施フロー、工程計画が妥当か。	5
3	業務遂行の配置、体制が適切か。	5
合 計		15

### 3. 技術者に関する評価

技術者の内容については、提出のあった技術提案書により、事務局において評価する。

	評価基準	配点
1	管理・担当技術者、照査技術者が過去 10 年間に同種又は類似の実績があるか。	5
2	管理・担当技術者が過去 4 年間に技術者表彰の実績があるか。	5
合 計		10

### 4. 技術者に関する評価については、下記の判断基準により、評価する。

①管理・担当技術者、照査技術者が過去 10 年間に同種又は類似の実績があるか。

判 断 基 準	配点
管理技術者及び担当技術者及び照査技術者が、過去 10 年間に同種の実績がある。	5
管理技術者及び担当技術者が、過去 10 年間に同種の実績がある。	4
管理技術者及び照査技術者が、過去 10 年間に同種の実績がある。	3
管理技術者のみが、過去 10 年間に同種の実績がある。	2
管理技術者のみが、過去 10 年間に類似の実績がある。	1
上記のいずれにも該当しない。	0

②管理・担当技術者が過去 4 年間に技術者表彰の実績があるか。

判 断 基 準	配点
管理技術者、担当技術者が、過去 4 年間に技術者表彰の実績がある。	5
管理技術者が、過去 4 年間に技術者表彰の実績がある。	4
担当技術者が、過去 4 年間に技術者表彰の実績がある。	3
管理技術者、担当技術者が、過去 4 年間に優良業務表彰の実績がある。	2
管理技術者が、過去 4 年間に優良業務表彰の実績がある。	1
上記のいずれにも該当しない。	0

見積価格点	20点
-------	-----

5. 参考見積については、下記の評価基準により、事務局において評価する。

	評価基準	配点
参考見積	(20点×最低価格/参考見積価格)	20
合 計		20